

家畜衛生だより



平成31年2月第40号（豚）
東部・北部家畜防疫獣医師会
（公社）千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL：0475（52）4101
FAX：0475（52）3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

愛知県で豚コレラ発生！

発生場所：愛知県田原市

飼養状況：繁殖豚130頭、肥育豚1,050頭

発生経緯：2月12日、愛知県豊田市の発生農場と疫学的な関連があり、移動制限を講じ、監視下に置いていた愛知県田原市の養豚場から、死亡等の異常を認めたとの報告を受け、立入検査を実施
2月13日、精密検査の結果、豚コレラ疑似患畜を確認

疫学関連農場にて 豚コレラ疑似患畜が確認されました

発生場所：愛知県田原市

概要：愛知県田原市で豚コレラが確認された農場と隣接し、堆肥場や機材、車両等が共通する1農場

飼養状況：繁殖豚139頭、肥育豚1,040頭

発生経緯：2月13日に愛知県田原市の養豚場で豚コレラが発生したことに関連して、移動制限区域内の農場を検査したところ、
2月14日、豚コレラ疑似患畜を確認

☆☆☆☆☆☆飼養衛生管理の再徹底を！☆☆☆☆☆☆

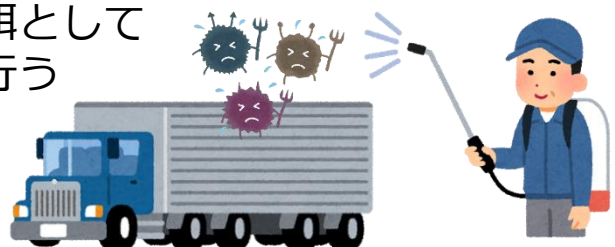
飼料運搬車両を含む畜産関係車両が農場へ出入りの際には、
入退場時に消毒を徹底すること

飼養衛生管理区域専用の服及び長靴の着用

肉を含む可能性がある食品残さを餌として
利用する場合は適切な加熱処理を行う

発生地域への海外渡航の自粛

野生動物を農場へ侵入させない



豚の様子がおかしいな、と思ったら…

東部家畜保健衛生所

Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

県内でPED続発中！！（19～29例目）

	確定 診断日	発生農場	症状
19例目	2月6日	県北東部の1農場 (約1,100頭飼養の肥育農場)	肥育豚340頭で水様性及び泥状下痢
20例目	2月8日	県北東部の1農場 (約2,000頭飼養の肥育農場)	肥育豚500頭で黄色水様性及び泥状下痢、嘔吐
21例目	2月10日	県北東部の1農場 (約3,800頭飼養の一貫農場)	哺乳豚300頭で黄色水様性下痢、母豚1頭で嘔吐
22例目	2月10日	県北東部の1農場 (約2,800頭飼養の一貫農場)	哺乳豚180頭で黄白色水様性下痢、2頭死亡
23例目	2月12日	県北東部の1農場 (約2,200頭飼養の肥育農場)	哺乳豚100頭で黄色泥状下痢
24例目	2月12日	県北東部の1農場 (約800頭飼養の一貫農場)	哺乳豚120頭で黄色水様性下痢、うち40頭で嘔吐
25例目	2月12日	県北東部の1農場 (約900頭飼養の一貫農場)	肥育豚10頭で泥状下痢、母豚10頭で嘔吐、1頭で泥状下痢
26例目	2月13日	県北東部の1農場 (約600頭飼養の一貫農場)	哺乳豚15頭で黄色水様性下痢、10頭で嘔吐、5頭死亡 母豚2頭で黄色水様性下痢
27例目	2月13日	県北東部の1農場 (約4,900頭飼養の肥育農場)	肥育豚350頭で下痢
28例目	2月13日	県北東部の1農場 (約7,100頭飼養の繁殖農場)	母豚30頭で黄色泥状下痢、うち2頭で嘔吐 繁殖雄豚1頭で黄色泥状下痢 育成豚20頭で黄色泥状下痢
29例目	2月13日	県北東部の1農場 (約2,400頭飼養の繁殖農場)	哺乳豚100頭で黄白色水様性下痢及び嘔吐、うち10頭死亡 母豚50頭で黄色水様性下痢及び嘔吐

PED続発のため特別防疫対策地域が指定されています！

なお、2月13日付けで地域の追加指定がありました。

指定地域：銚子市、旭市、東庄町、香取市のそれぞれ一部



飼養衛生管理基準の再点検について

岐阜県で発生した豚コレラについて疫学調査の結果、飼養衛生管理基準の不備が指摘されております。

また、発生が1府4県にまで広がっていることに加え、先日も新たに愛知県で発生があり、危機的状況となっております。

つきましては、国からの指示により、飼養衛生管理基準の再点検を実施させていただくことになりましたので、ご協力よろしくをお願いいたします。



**別添チェックシートp1～p4を用いて、
飼養衛生管理基準の再点検とご記入をお願いいたします。**

お忙しいところ、また、期間が短く申し訳ありませんが、
**2月20日(水)までにチェックシートを下記宛てに
ご返信くださいますようお願いいたします。**

また、ご返信いただいた内容について、こちらから確認の
連絡をさせていただきますので、併せてご対応よろしくお願
いいたします。



東部家畜保健衛生所

F A X : 0 4 7 5 - 5 2 - 3 3 3 5



飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表

農場名: _____

※記載方法：遵守している項目 にチェック印を付けること。該当しない項目には、「-」を付けること。
 記入欄には農場の状況を各項目ごとに記入し、指導・助言した場合、その内容を記入すること。
 なお、指導・助言し、改善されたことを確認するまでの間、チェック印（遵守している）をつけないこと。

(2) 豚及びいのししの場合

2. 衛生管理区域の設定	
①	衛生管理区域を設定している。 <div style="float: right; border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin-left: 10px;"></div>
記入欄	※畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。 ※衛生管理区域内に住居、従業員宿泊施設等を設置しないこと。 畜舎、飼料タンク、飼料倉庫、堆肥舎等を設定： 設定している 設定していない（対策： _____） 衛生管理区域境界の対策 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 電気柵（破損：なし あり、漏電：なし あり、高さ：1段 cm 2段 cm 3段 cm） <input type="checkbox"/> ワイヤメッシュ（破損：なし あり、下の隙間：なし あり、高さ： _____ cm） <input type="checkbox"/> 消石灰帯（設置：なし あり、幅 _____ m） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） 指導・助言したことを記入： (_____)
②	衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。 <div style="float: right; border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin-left: 10px;"></div>
記入欄	第三者が見て明確な境界線が設けられているか：設けられている 設けられていない（対策： _____） 方法： 柵 ロープ 三角コーン 消石灰帯（幅 _____ m） 垣根（プランター） その他（ _____ ） 立入禁止看板： あり なし 指導・助言したことを記入： (_____)
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	
①	門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。 <div style="float: right; border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin-left: 10px;"></div>
記入欄	方法： 門 ロープ 立入禁止看板の設置 その他（ _____ ） 指導・助言したことを記入： (_____)
②	衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。 <div style="float: right; border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin-left: 10px;"></div>
記入欄	方法： 車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器 消石灰帯（幅 _____ m） その他（ _____ ） 消毒薬名：（ _____ ） 消毒薬の希釈倍数（ _____ ） 消毒を常時実施： 実施している 実施していない 記録： なし（ 畜主より聞き取り ） あり（ 記録表 カレンダー その他（ _____ ）） 指導・助言したことを記入： (_____)

③	衛生管理区域及び畜舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	
記入欄	<衛生管理区域> 方法： 手指の洗浄 手指の消毒 踏込消毒槽の設置（靴の消毒） その他（ ） 消毒を常時実施： 実施している 実施していない ※靴の底などは、糞等の汚れを十分に洗浄した上で消毒槽で有効な消毒時間浸し消毒すること。 <畜舎> 方法： 手指の洗浄 手指の消毒 踏込消毒槽の設置（靴の消毒） その他（ ） 消毒を常時実施： 実施している 実施していない ※靴の底などは、糞等の汚れを十分に洗浄した上で消毒槽で有効な消毒時間浸し消毒すること。 記録： なし（ 畜主より聞き取り ） あり（ 記録表 カレンダー その他（ ） ） ※ 踏込消毒槽について 消毒薬の種類：（ ） 消毒薬の希釈倍数：（ ） 消毒薬の交換頻度：（ ） 消毒前の有機物除去： 洗浄用ブラシや水槽の設置 その他（ ） 指導・助言したことを記入： ()	
④	衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、出入りする者に着用させている。	
記入欄	<衛生管理区域専用> 従業員用： 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ） 来場者用： 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ） ※ 保管方法 … 屋内 屋外（専用保管箱） 屋外（ブルーシート等で被覆） その他（ ） ※ 着替える場所 … 農場出入口 その他（ ） ※ 着替え前後の服・靴の交差 … なし あり ※ 衣服及び靴の汚れが、衛生管理区域専用の衣服及び靴に伝播（交差汚染）するのを防止するよう徹底すること（明瞭な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とするなど。） <参考：畜舎専用> 従業員用： 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ） 来場者用： 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ） ※ 保管方法 … 屋内 屋外（専用保管箱） 屋外（ブルーシート等で被覆） その他（ ） ※ 着替える場所 … 農場出入口 その他（ ） ※ 着替え前後の服・靴の交差 … なし あり 指導・助言したことを記入： ()	
⑨	食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合において、生肉を含み、又は含む可能性があるときは、事前に摂氏70度以上で30分間以上、又は摂氏80度以上で3分間以上加熱処理をしている。	
記入欄	食品循環資源（※1）を原材料とする飼料の有無： なし あり（具体名： ） 食品循環資源の収集方法： 自分で収集 市販飼料（又は自社所有工場等製飼料）を利用 食品循環資源の導入元： 動物由来品（※1）の含有（可能性も含む）： なし あり（具体名： ） 不明 動物由来品が含有していることの記録（導入元からの書類等）： なし あり（具体的書類 ） 農場での加熱方法： 鍋で煮る 蒸す 焼く その他（ ） 農場での加熱状況： 温度 時間 農場での加熱状況の確認方法： 温度計で手動計測（頻度 計測部位） 自動計測 その他（ ） 農場での加熱状況の記録： なし（ 畜主より聞き取り ） あり（ 記録表 カレンダー その他（ ） ） 製造事業場での加熱方法： 温度 時間 製造事業場名： （商品名： ） ※1 食品循環資源：食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、事業系残さ、食べ残し、生残飯をいう。 動物由来品：対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等（既に加熱されているか否かに関わらず）。 ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。 指導・助言したことを記入： ()	

4. 野生動物等からの病原体の侵入防止

① 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。

周辺にいる野生動物の種類：

給餌・給水設備： 畜舎内への侵入防止 ふた 排せつ物の除去
 その他（ ）

※屋内保管の場合、野生動物が侵入する隙間等： なし あり（対策： ）
 ※畜舎周辺の除草や木の伐採などにより、野生動物が接近しにくい環境とすること、農場周辺に電柵、ワイヤーメッシュの設置、畜舎における防鳥ネットの設置、畜舎の壁、窓等の破損の修繕など衛生管理区域への野生動物等の侵入を防止すること。

畜舎内への侵入防止対策

なし
 ウィンドレス（隙間：なし あり（対策： ） ）
 壁または窓（破損：なし あり（対策： ） ）
 ネット（網目： cm、破損：なし あり（対策： ） ）
 金網（網目： cm、破損：なし あり（対策： ） ）
 消石灰帯（設置：なし あり（幅 m））
 その他（ ）

排泄物保管場所の対策

(1) 排泄物処理方法

堆積
 コンポスト
 共同処理施設への搬出
 その他（ ）

(2) 野生動物の侵入防止対策

なし
 屋内保管（隙間：なし あり（対策： ） ）
 ネット（網目： cm、破損：なし あり（対策： ） ）
 ブルーシート
 その他（ ）

資材保管場所の対策

なし
 屋内保管（隙間：なし あり（対策： ） ）
 蓋付容器
 ネット（網目： cm、破損：なし あり（対策： ） ）
 ブルーシート
 その他（ ）

指導・助言したことを記入：

（ ）

③ 家畜の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。

死体の保管場所：

死体の処理及び一時保管方法

豚（哺乳豚）：化製処理（業者名： ） その他（ ）
 豚（肥育豚）：化製処理（業者名： ） その他（ ）
 豚（成 豚）：化製処理（業者名： ） その他（ ）

野生動物の侵入防止対策

なし
 屋内保管（隙間：なし あり（対策： ） ）
 コンテナ
 蓋付容器
 ネット（網目： cm、破損：なし あり（対策： ） ）
 ブルーシート
 その他（ ）

指導・助言したことを記入：

（ ）

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

- ※1 食品循環資源：食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、事業系残さ、食べ残し、生残飯をいう。
- ※1 動物由来品：対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等（既に加熱されているか否かに関わらず）。
ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。
- ※2 特定症状（対象とする家畜伝染病：口蹄疫）
 - ①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癬痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。
 - ②同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
 - ③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。
ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

巡回年月日平成 年 月 日

農家名

立会人

巡回者